

周防大島町告示第1号

平成28年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成28年1月22日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成28年1月29日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

平川 敏郎君	田中隆太郎君
広田 清晴君	久保 雅己君
中本 博明君	魚原 満晴君
今元 直寛君	松井 岑雄君
平野 和生君	吉田 芳春君
濱本 康裕君	新山 玄雄君
小田 貞利君	尾元 武君
荒川 政義君	

○応招しなかった議員

魚谷 洋一君

平成28年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成28年1月29日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成28年1月29日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案説明
日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正)
日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)
日程第6 議案第3号 平成27年度久賀公民館耐震改修工事の請負変更契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案説明
日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正)
日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)
日程第6 議案第3号 平成27年度久賀公民館耐震改修工事の請負変更契約の締結について
-

出席議員(15名)

2番 平川 敏郎君	3番 田中隆太郎君
4番 広田 清晴君	5番 久保 雅己君
6番 中本 博明君	7番 魚原 満晴君
8番 今元 直寛君	9番 松井 岑雄君
10番 平野 和生君	11番 吉田 芳春君
12番 濱本 康裕君	13番 新山 玄雄君

14番 小田 貞利君

15番 尾元 武君

16番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

1番 魚谷 洋一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君

議事課長 中村 和江君

書 記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	公営企業管理者	石原 得博君
総務部長	奈良元正昭君	産業建設部長	池元 恭司君
健康福祉部長	松本 康男君	環境生活部長	佐川 浩二君
久賀総合支所長	松田 博君	大島総合支所長	佐本 洋二君
東和総合支所長	迎 智可志君	橘総合支所長	青木 一郎君
会計管理者兼会計課長			木村 秀俊君
教育次長	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	藤田 隆宏君
総務課長	佐々木義光君	財政課長	中村 満男君

午前9時30分開会

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。

一同、礼。

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、平成28年第1回周防大島町議会臨時会を開会をいたします。魚谷洋一議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は会議規則第127条の規定により13番、新山玄雄議員、14番、小田貞利議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって本日1日限りとすることに決しました。

日程第3. 議案説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、議案説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。本日は、平成28年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の中にもかかわらず、御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本臨時会に提案いたしております案件は、専決処分の承認2件、工事請負契約の変更1件であります。

議案第1号は、周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第2号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、それぞれ専決処分により処理をいたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。議案第3号は、平成27年度久賀公民館耐震改修工事の請負代金を増額する請負変更契約の締結について、議会の議決をお願いするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、議案の説明は終わります。

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、議案第1号周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、日程第5、議案第2号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについての2議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第1号、周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分につきましては、平成27年12月18日付、総務省自治税務局4課連名による、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて、また総務省自治税務局長名による、市（町村）税条例等の一部を改正する条例の一部改正についての通知により、地方税分野における個人番号利用手続の一部に係る見直しを行う必要が生じました。

また、今回の地方税分野における個人番号利用手続の一部に係る見直しの適用開始時期及び法令改正については、各地方団体において条例等を速やかに改正し、原則として平成28年1月1日から適用することが適当であるとの通知に基づき、昨年12月定例会において一部改正の御議決を賜りました周防大島町税条例について、その一部を改正する専決処分をさせていただきましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

その改正点でございますが、平成28年1月以後に納税義務者等から申告・申請等を受ける手続においては、原則として個人番号または法人番号の記載を求めることとしておりますが、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者等の負担を軽減するため、地方税関係書類のうち、町民税、特別土地保有税の減免申請書につきましては、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類に該当することから、個人番号の記載を不要とするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。上段になりますが、条例第51条第2項第1号中の個人番号または法人番号等の規定の整備のうち、個人番号の規定の整備を削除するものでございます。

3ページ下段、条例第139条の3第2項第1号中の個人番号または法人番号等の規定の整備のうち、個人番号の規定の整備を削除するものでございます。

以上が、議案第1号の概要でございます。

続いて、議案第2号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分につきましても議案第1号と同様に、平成27年12月18日付、総務省自治税務局の通知に

基づき、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

改正点につきましても議案第1号と同様に、国民健康保険税の減免申請書につきましても、個人番号の記載を不要とするものでございます。その改正内容を新旧対照表により御説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。条例第25条第2項第1号中の個人番号の規定の整備を削除するものでございます。

以上が、議案第1号及び議案第2号の補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今提案されたのが、一部改正、条例の一部改正ということで、減免にかかわる部分ということになるかと思いますが、当然町のほうは、減免前の段階で個人番号もわかるし、ほかの提示物があったらわかるという部分が当然出てこようと思うんです。

今回、例えば税の減免と、国保は後で聞きますが、減免等に係わって、実際的に既に町が把握しておる部分、今税だけですが、町が把握できる部分については、私は12月の本会議のときに言うたわけですが、他の減免、例えば厚生省にかかわる部分については、通達は本会議の前日ぐらい出とるよということを言いましたが、実際的にそういうだぶって記入とか、記入そのものはだぶりませんが、既にわかっている範囲については、ずんずんそういう方向になっていくという部分は今はないんですか。

1月、当然1月1日ですから今回の事案は専決せざるを得なかった、それは議会を開くいとまがなかったという専決理由だったと思うんですけど、そういうニュース等は実際的には国から流れてきよるんかこないのかだけ、聞いておきたいなというふうに思います。町長のほう情報はそういうふうな点での情報は入ってるかどうかわかりませんか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今ただいま議員さんの御質問で、確かにそういった減免申請等々についてはいろんな手続がこの税に限らずあろうかと思いますが、そういった中で、今回につきましては、そういった例えば町民税等々ですから本人のまず申告に基づいて、それと同時にその申告書、減免申請等々提出いただくということが想定されますので、その部分については不要だということで改正をさせていただいたところですが、そのためにも福祉関係とかいろんな減免申請等々の手続等もあろうかと思いますが、そういった中で、今申し上げたような事例に該当するものであれば、そういった手続にもなるかと思いますが、今それをどういったふうにするという

ようなことについて、これ、ほかのいろんな部署に関係することですから私のほうで一概にこうだということは申し上げかねますが、そういった方向になるのではないかというのは想定はされております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第2号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、質疑で行いましたが、それ以前の問題として私は指摘しておきたいというふうに思います。私は、元の法に大きく問題があるということは、この条例設置のときに言いました。私が言ったのは、1つはいわゆる個人の秘密を保持すること、これが非常に弱い中で実際的にはこういうナンバー制度をつくることについては反対いただくということ、それとあわせて特に混乱が起こる、例えば既にいろんな詐欺といますか、いろんなところで弊害が出よるいうのを、私は実態的だというふうに思います。

また、今回のこの改正が、国民にとって町民にとってどんだけメリットがあるのかという点で、実は今まで必要なかった提示、記入、これがさも今度は法律でくくってしまってカードを似せたり、カード番号を記入したりするわけです。今、法律で実際的には金融、いわゆる資産のうちの金融部分、これを抑えるための法律が既に法律をつくるにつけ加えるという実態が元法の実態なんです。そういう法に賛同しないというのが私の立場です。今回、明示義務、いわゆる記入が必要ないようになる、これは当然一部の前進ではありますが、元法そのものに私は反対しておりますので、以上の立場を明確にして反対の立場というふうにしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第1号周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は承認することに決定しました。

議案第2号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は承認することに決定しました。

日程第6. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第3号平成27年度久賀公民館耐震改修工事の請負変更契約の締結についてを議題とします。本件は地方自治法第117条の規定に基づき、平川議員の退席を求めます。

[2番 平川 敏郎君 退場]

○議長（荒川 政義君） 補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第3号平成27年度久賀公民館耐震改修工事の請負変更契約の締結について、補足説明いたします。

平成27年度久賀公民館耐震改修工事につきましては、平川建設株式会社と請負契約を締結し、3月22日に引き取りの予定でございます。このたび、本工事において仮設屋根を設置するに当たり、久賀公民館の敷地上空を通る高圧線の影響を避けるため、60トンのラフタークレーンの使用や梁のずれによる工法の変更及び外部足場とそれに伴う防音シートの数量が増加となりました。

また、設計調査時における外壁改修の工法を実施調査の結果に基づき変更したことにより、請負代金を増額することが必要となりました。したがって原契約1億2,463万2,000円に940万2,480円を増額した1億3,403万4,480円とする請負契約の変更について周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 先ほど副町長のほうから実施設計という言葉が出ました。実際的にその意味するところ、日にち等どういう状況下で実施設計に至ったのかと、いつわかったのかということ。これと工法等の変更により起こったということではありますが、金額的にかなり高額な変更です。じゃけえその変更額、当然人件費もいわゆる人件費部分も含まれるし、工法部分も含まれるし、いろんなことが絡み合っただけで増額ということになるのかというふうに思うところです。その変更部分、当然プラスマイナスがあるかと思いますが、報告をまずお願いしたい。

それで今回、多額な変更に基づいて、実際的に工期の変更が起こるのかどうかを含めて、聞いておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 今回の工事の実施設計の話まずあったと思います。それで、今回の設計につきましては、昨年度までに完了しておりますが、24年度からこの久賀総合センターについては1次の耐震調査、それから屋根の改修に関する調査、それから25年度に第2次耐震診断の調査、その翌年度26年度に実施設計を行っております。総額にしますと約2,268万円ぐらい程度の費用をかけまして設計をしております。

その実施設計に基づきまして、今回工事に入ったわけですが、工事の概略をまず言いますと、本工事は耐震の改修、これがまず第1点、それから次に外壁の改修、外壁かなり建築して30年以上たっておりますので傷んでおります。これを改修するということがあります。それから屋根、屋根のこの防水工事があります。漏水、水が漏れておったということがありますので、これについて屋根を改修する。それからトイレの改修、これどの耐震改修工事でもトイレが古くなって改修が求められますので、今回もトイレの改修、この4点が大きな工事の内容になっています。

耐震改修工事については、自重約4トンの耐震鋼製ブレスと、これは耐震による外力を鋼製の長方形のブレスによって外力を弱める、それに耐えるためのブレスを中に6カ所設置するという工事。それから耐震壁、コンクリートによってその外力を弱める、耐えるような構造に変えるということで、耐震壁の設置、それともう1つ大会議室の屋根の今の材質がALC版という軽量気泡コンクリートっていうんですが、コンクリート板、重いものが一番高いところへ乗っていると。これが非常に耐震上問題があるということで、これを合金メッキ鋼板、つまり鉄板にやり変えるという工事が主な耐震の工事であります。

変更の事由ですが、まずこの今回の工事のうち、耐震ブレスそれから耐震壁の設置については、それぞれ柱と壁の間にこの設置するというものなんですが、当初の実施設計で予定しておりました梁の位置と形状について実際に解体をして中をむき出しの状態にした状態では、当初の起工の

設計の位置と形状が符合しないということが解体した結果わかったと。それによって梁をふかすというような工事が必要になったものですので、そういう梁自体に鉄筋を差し込んでコンクリートで固めて梁を計算上の位置に持ってくるという工事を今回必要になったと。

この工事のこのブレスの設置等について、先ほども出ましたが、クレーンの設置が通常25トン程度4トンであれば25トン程度のクレーンで設置できるということなんですが、上空に変電所が近くにあるもんですから高圧線がかかっておるわけです。当初設計では上空の最下垂部が33メートルという設計で25トンのクレーンのブームを伸ばした状態で設置できるということで予定しておりましたが、中国電力との協議で、今のラフタークレーンの位置と高圧電線の位置それに旋回する建物の配置する位置との関係から、より大きなクレーンを持ってこないと上空に上げられないとブームを高く上げられないということで、60トンクレーンがどうしても必要だということが出てきましたので、それに対する経費を入れたということであります。

その他これらの工事に伴って足場等の高さを上げると同時に防音シートもそれに従って外側にやりますので防音シートを上げると。当初の起工では建物の最上部までは足場がいつてなかったわけですが、安全対策上その上に乗って作業するというのは非常に危険だということで、約2メートルかさ上げをいたしましたんで、その外部足場のかさ上げ分が変更工事として入ってきたと。

その他、今の工事を行う中で、いろんな小さいところの変更が出てきましたので、全体として直接工事費で1,060万円程度の額が上がってまいりまして、それについて諸経費、消費税を加えて落札率で乗した金額が、先ほど言いました940万2,480円の変更ということになっております。

質問の中にあつたように、工法としては基本的な耐震工法としては変更がないということであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 工期の変更があるのかないのかという点で、最初質疑をしておりますので、その分の答弁漏れがありますので、それを1つ。先ほど言った、副町長が言った、いわゆる実施設計という表現は、あくまでいわゆる予定価格をつくっていきますよね。その際出す金額の部分のための実施設計ということで捉えてええんでしょうか。それとも変更後の部分いうふうに捉えていいのかどうか。その辺をちょっと確認しておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 私が先ほど補足説明した実施設計と申されましたけど、実施調査のほうです。現地を調査して変更したということでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 工期の変更については、請負業者のほうから申し出もありませんので、企業努力によってこれだけの直工で1,000万円以上の変更ですけれども、工期については企業努力で3月22日に完了するというふうに申し出されております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第3号平成27年度久賀公民館耐震改修工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。平川議員の入場を許します。

〔2番 平川 敏郎君 入場〕

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて平成28年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。

一同、礼。

午前10時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 新山 玄雄

署名議員 小田 貞利